

広告内容等に関する基準

岡垣町広告掲載要綱（平成 19 年 2 月 1 日制定）第 4 条第 2 項

業種及び事業者についての制限

次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売
- (5) 公営を除くギャンブルにかかるもの
- (6) その他町長が不適當であると認めるもの

広告内容についての制限

次の各項に定める広告は掲載しない。

- 1 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 人を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切と思われるもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
 - コ 町が特定の商品、企業等を推奨していると誤認させるもの
- 2 消費者被害の未然防止予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表現や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守しないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法、商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
- 3 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの（公営ギャンブルを除く）
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- 4 その他広告媒体に掲載することが適さないと思われるもの